

●低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

宜野湾市建築指導課 令和7年4月1日施行

評価機関等※による事前審査を受けていない場合

区分		床面積の合計	手数料の額（円）		
建築物の用途	評価方法		新築等	計画変更	
戸建住宅	誘導仕様基準	200㎡未満のもの	18,000	9,000	
		200㎡以上のもの	19,000	9,500	
	仕様・計算併用法	200㎡未満のもの	26,000	13,000	
		200㎡以上のもの	28,000	14,000	
	標準計算法	200㎡未満のもの	34,000	17,000	
		200㎡以上のもの	38,000	19,000	
共同住宅等	仕様基準	300㎡未満のもの	33,000	16,500	
		300㎡以上、2,000㎡未満のもの	55,000	27,500	
		2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの	98,000	49,000	
		5,000㎡以上のもの	148,000	74,000	
	仕様・計算併用法	300㎡未満のもの	49,000	24,500	
		300㎡以上、2,000㎡未満のもの	82,000	41,000	
		2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの	142,000	71,000	
		5,000㎡以上のもの	206,000	103,000	
	標準計算法	300㎡未満のもの	66,000	33,000	
		300㎡以上、2,000㎡未満のもの	110,000	55,000	
		2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの	186,000	93,000	
		5,000㎡以上のもの	265,000	132,500	
	住宅以外の用途に供する部分	300㎡以下の場合		172,000	86,000
		300㎡を超え、2,000㎡以下の場合		275,000	137,500
2,000㎡を超え、5,000㎡以下の場合		395,000	197,500		
5,000㎡を超え、10,000㎡以下の場合		488,000	244,000		
10,000㎡を超え、25,000㎡以下の場合		579,000	289,500		
25,000㎡を超える場合		658,000	329,000		

評価機関等※による事前審査を受けている場合

建築物の用途	床面積の合計	手数料の額（円）		
		新築等	計画変更	
戸建住宅	—	6,000	3,000	
共同住宅等	300㎡未満のもの	11,000	5,500	
	300㎡以上、2,000㎡未満のもの	21,000	10,500	
	2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの	44,000	22,000	
	5,000㎡以上のもの	77,000	38,500	
住宅以外の用途に供する部分	300㎡以下の場合		6,900	3,450
	300㎡を超え、2,000㎡以下の場合		20,000	10,000
	2,000㎡を超え、5,000㎡以下の場合		62,000	31,000
	5,000㎡を超え、10,000㎡以下の場合		100,000	50,000
	10,000㎡を超え、25,000㎡以下の場合		129,000	64,500
	25,000㎡を超える場合		158,000	79,000

※評価機関等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。